

別表十二（十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条第1項第1号《事業の実施の特例》に規定する指定会社が措置法第57条の7《関西国際空港用地整備準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(2)のうち損金経理による積立額3」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」の欄に記載し、かつ、「15」の欄の金額を同表「49」の欄に記載します。
- 3 「(2)のうち剰余金の処分による積立額4」の欄に金額の記載がある場合には、「15」の欄の金額を別表四「49」の欄に記載します。